

I 総括

1 沿革

昭和 19 年 10 月	佐倉町鐺木町公会堂で印旛郡下を所轄区域として業務を開始
昭和 20 年 4 月	佐倉町宮小路藤代医院に移転
昭和 21 年 3 月	佐倉町宮小路憲兵隊庁舎跡に移転
昭和 26 年 9 月	佐倉町宮小路 28 番地に木造 2 階建てモルタル庁舎を建設
昭和 43 年 8 月	佐倉町鐺木町県立佐倉東高等学校仮庁舎に移転
昭和 44 年 7 月	同上庁舎竣工、車庫、倉庫、垣根等を整備
昭和 44 年 8 月	佐倉市宮小路 28 番地の新庁舎に移転
昭和 53 年 4 月	成田支所を設置。成田市赤坂一丁目 1 番地に仮庁舎を開設し、業務を開始（所管区域、成田市及び富里町）
昭和 54 年 4 月	成田市加良部三丁目 3-1 に成田支所の新庁舎を竣工、移転。 （鉄筋コンクリート、延べ面積 738 m ² ）
平成 11 年 1 月	佐倉市鐺木仲田町 8-1 に印旛合同庁舎を竣工 （鉄骨鉄筋コンクリート、延べ面積 8,583 m ² ）
平成 11 年 3 月	印旛合同庁舎内に移転
平成 16 年 4 月	出先機関の再編により、印旛支庁社会福祉課と統合し、名称を印旛健康福祉センター（印旛保健所）とする。
平成 18 年 3 月	成田市と下総町、大栄町が合併し、管内面積は 82.57 k m ² 、世帯数 6,141 世帯、人口 20,357 人増となる。
平成 22 年 3 月	印西市と印旛村、本埜村が合併

表 1 歴代所長

代	氏 名	在 任 期 間	代	氏 名	在 任 期 間
初代	村 田 四 郎	昭和 19. 1. 14～20. 1. 30	16 代	丸 山 正 雄	昭和 55. 4. 1～59. 3. 31
2 代	川 辺 敏	昭和 20. 1. 31～21. 6. 18	17 代	信 藤 羊 一	昭和 59. 4. 1～60. 3. 31
3 代	村 田 四 郎	昭和 21. 6. 19～21. 9. 29	18 代	日 下 部 茂 樹	昭和 60. 4. 1～63. 3. 31
4 代	川 野 三 郎	昭和 21. 9. 30～23. 12. 30	19 代	藤 本 辰 一	昭和 63. 4. 1～平成 3. 3. 31
5 代	北 原 圭 三	昭和 23. 12. 31～24. 3. 19	20 代	安 藤 由 記 男	平成 3. 4. 1～6. 3. 31
6 代	日 野 下 勝 次	昭和 24. 3. 20～27. 2. 18	21 代	西 村 明	平成 6. 4. 1～8. 3. 31
7 代	橋 本 程 次	昭和 27. 2. 19～29. 4. 22	22 代	堀 部 治 男	平成 8. 4. 1～10. 3. 31
8 代	鷺 谷 健 次	昭和 29. 4. 23～34. 3. 31	23 代	内 田 佐 太 臣	平成 10. 4. 1～12. 3. 31
9 代	長 井 和 行	昭和 34. 4. 1～39. 3. 31	24 代	溝 口 勝	平成 12. 4. 1～15. 3. 31
10 代	本 田 保 三	昭和 39. 4. 1～43. 3. 31	25 代	中 川 晃 一 郎	平成 15. 4. 1～19. 3. 31
11 代	丸 山 正 雄	昭和 43. 4. 1～45. 6. 30	26 代	井 上 孝 夫	平成 19. 4. 1～23. 3. 31
12 代	相 沢 多 満	昭和 45. 7. 1～48. 3. 31	27 代	中 村 恒 穂	平成 23. 4. 1～26. 3. 31
13 代	稲 田 正 實	昭和 48. 4. 1～50. 5. 15	28 代	久 保 秀 一	平成 26. 4. 1～28. 3. 31
14 代	田 部 正 孝	昭和 50. 5. 16～52. 3. 31	29 代	杉 戸 一 寿	平成 28. 4. 1～
15 代	村 上 泰 邦	昭和 52. 4. 1～55. 3. 31			

2 概 要

当センター管内は、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町及び栄町の7市2町からなり、総面積は691.6平方キロメートルである。

地理的には、利根川・印旛沼流域の低湿地帯から平坦な北総台地に展開する広大な地域で、県内有数の農業地帯であるが、都心から50キロメートル圏に位置するとともに、新東京国際空港に隣接していることから、千葉ニュータウン事業や内陸工業団地等の大規模な開発事業が進められた。

また、国立歴史民俗博物館、大学等の教育機関や大学病院などが設置されているほか、国家戦略特区における医学部が新設されるなど、文化・福祉面での充実も図られ、大きく発展、変貌している地域である。

3 管内の状況

(1) 管内の人口及び世帯等の概況

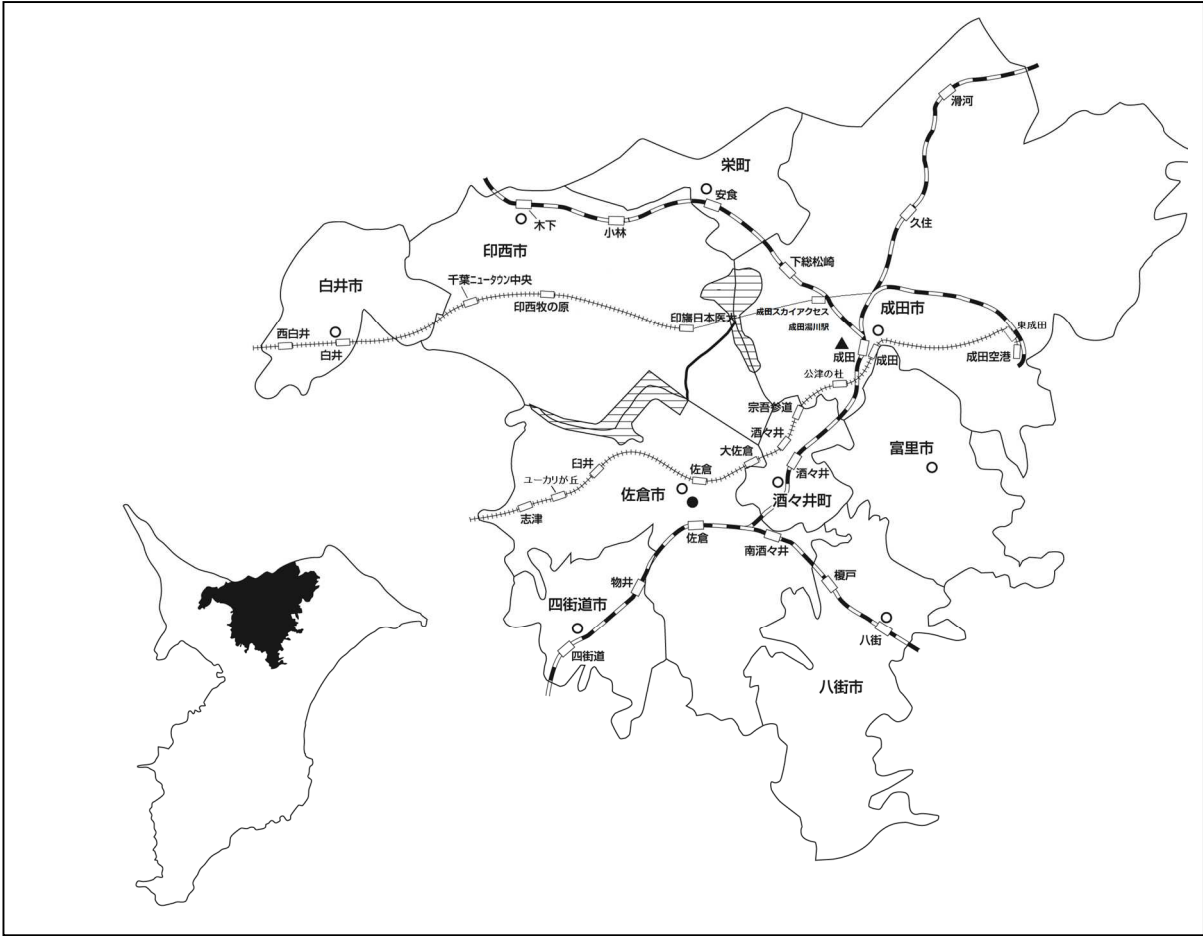
表3－(1) 管内人口及び世帯等の概況

区 分	世 帯 数 (世 帯)	人 口 (人)	人 口 密 度 (人／k m ²)	面 積 (k m ²)
管 内	283,596	712,248	1,029.8	691.66
成田市	56,531	131,573	615.3	213.84
佐倉市	69,410	172,463	1,663.3	103.69
四街道市	35,723	89,939	2,605.4	34.52
八街市	27,316	70,066	935.0	74.94
印西市	33,755	94,672	764.8	123.79
白井市	23,045	61,867	1,743.7	35.48
富里市	20,507	49,778	923.9	53.88
酒々井町	9,016	20,873	1,098.0	19.01
栄町	8,293	21,017	646.5	32.51
県 総 数	2,648,086	6,240,408	1,209.9	5,157.64

出典：(人口) 平成28年10月1日現在 千葉県毎月常住人口調査

(面積) 国土地理院 平成28年全国都道府県市区町村別面積調

図 3 - (1) 管内図



(2) 管内人口の年齢構成

管内の年齢構成の推移は、表 3 - (2) - アのとおりで、平成 28 年 4 月 1 日現在の年齢 3 区分によると、0 歳～14 歳の幼年人口の割合は 13.0%、15～64 歳の生産年齢人口は 61.8%、65 歳以上の老年人口は 25.1%である。

管内の平成 28 年 4 月 1 日現在の年齢 5 歳階級別人口構成は、図 3 - (2) のとおりであり、管内及び市町村・性・年齢階級別人口は、表 3 - (2) - イのとおりである。

表 3 - (2) - ア 年齢構成の推移 (単位：人)

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不 詳	
			0 歳～14 歳	%	15 歳 ～64 歳	%	65 歳～	%		%
管内	13	661,764	101,543	(15.3)	478,931	(72.4)	81,290	(12.3)	—	—
	18	699,881	96,729	(13.8)	493,120	(70.5)	110,032	(15.7)	—	—
	23	720,969	96,754	(13.4)	483,567	(67.1)	140,648	(19.5)	—	—
	26	722,791	95,181	(13.2)	461,645	(63.9)	165,965	(23.0)	—	—
	27	722,610	94,685	(13.1)	453,180	(62.7)	174,745	(24.2)	—	—
	28	723,966	94,358	(13.0)	447,747	(61.8)	181,861	(25.1)	—	—

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不詳		
			0歳～14歳	%	15歳 ～64歳	%	65歳～	%		%	
成田市	13	97,188	14,941	(15.4)	70,395	(72.4)	11,852	(12.2)	—	—	
	18	123,411	17,552	(14.2)	86,837	(70.4)	19,022	(15.4)	—	—	
	23	129,630	18,647	(14.4)	88,769	(68.5)	22,214	(17.1)	—	—	
	26	131,233	18,937	(14.4)	86,749	(66.1)	25,547	(19.5)	—	—	
	27	131,564	18,877	(14.3)	85,984	(65.4)	26,703	(20.3)	—	—	
	28	131,901	18,642	(14.1)	85,691	(65.0)	27,568	(20.9)	—	—	
佐倉市	13	175,593	24,412	(13.9)	128,714	(73.3)	22,467	(12.8)	—	—	
	18	176,764	22,450	(12.7)	124,338	(70.3)	29,976	(17.0)	—	—	
	23	178,199	22,015	(12.4)	116,876	(65.6)	39,308	(22.1)	—	—	
	26	177,723	21,386	(12.0)	109,907	(61.8)	46,430	(26.1)	—	—	
	27	177,411	21,210	(12.0)	107,379	(60.5)	48,822	(27.5)	—	—	
	28	176,976	21,002	(11.9)	105,372	(59.5)	50,602	(28.6)	—	—	
四街道市	13	84,395	11,565	(13.7)	61,920	(73.4)	10,910	(12.9)	—	—	
	18	86,790	11,873	(13.7)	59,670	(68.8)	15,247	(17.6)	—	—	
	23	89,301	12,039	(13.5)	56,885	(63.7)	20,377	(22.8)	—	—	
	26	91,011	12,220	(13.4)	55,131	(60.6)	23,660	(26.0)	—	—	
	27	91,218	12,289	(13.5)	54,198	(59.4)	24,731	(27.1)	—	—	
	28	91,767	12,363	(13.5)	53,961	(58.8)	25,443	(27.7)	—	—	
八街市	13	75,608	13,399	(17.7)	53,078	(70.2)	9,131	(12.1)	—	—	
	18	77,661	11,781	(15.2)	54,199	(69.8)	11,681	(15.0)	—	—	
	23	76,132	9,752	(12.8)	51,812	(68.1)	14,568	(19.1)	—	—	
	26	73,956	8,507	(11.5)	48,356	(65.4)	17,093	(23.1)	—	—	
	27	73,220	8,153	(11.1)	47,058	(64.3)	18,009	(24.6)	—	—	
	28	72,406	7,861	(10.9)	45,783	(63.2)	18,762	(25.9)	—	—	
印西市	23	90,529	13,206	(14.6)	62,941	(69.5)	14,382	(15.9)	—	—	
	26	93,085	13,717	(14.7)	62,062	(66.7)	17,306	(18.6)	—	—	
	27	93,494	13,897	(14.9)	61,181	(65.4)	18,416	(19.7)	—	—	
	28	95,185	14,424	(15.2)	61,172	(64.3)	19,589	(20.6)	—	—	
	旧印西市	13	61,621	12,017	(19.5)	43,044	(69.9)	6,560	(10.6)	—	—
		18	61,734	9,022	(14.6)	44,758	(72.5)	7,954	(12.9)	—	—
	印旛村	13	11,331	1,728	(15.3)	7,568	(66.8)	2,035	(18.0)		
		18	12,194	1,849	(15.2)	8,053	(66.0)	2,292	(18.8)		
	本埜村	13	8,419	1,808	(21.5)	5,362	(63.7)	1,249	(14.8)		
		18	8,698	1,681	(19.3)	5,587	(64.2)	1,430	(16.4)		

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不詳	
			0歳～14歳	%	15歳～64歳	%	65歳～	%		%
白井市	13	50,937	8,185	(16.1)	37,553	(73.7)	5,199	(10.2)	—	—
	18	54,519	8,166	(15.0)	38,804	(71.2)	7,549	(13.8)	—	—
	23	61,692	9,753	(15.8)	41,029	(66.5)	10,910	(17.7)	—	—
	26	62,493	9,725	(15.6)	39,406	(63.1)	13,362	(21.4)	—	—
	27	62,816	9,751	(15.5)	38,875	(61.9)	14,190	(22.6)	—	—
	28	63,175	9,714	(15.4)	38,609	(61.1)	14,852	(23.5)	—	—
富里市	13	50,461	7,492	(14.8)	37,400	(74.1)	5,569	(11.0)	—	—
	18	51,479	6,972	(13.5)	37,538	(72.9)	6,969	(13.5)	—	—
	23	50,978	6,396	(12.5)	35,540	(69.7)	9,042	(17.7)	—	—
	26	49,909	6,053	(12.1)	32,980	(66.1)	10,876	(21.8)	—	—
	27	49,910	5,984	(12.0)	32,349	(64.8)	11,577	(23.2)	—	—
	28	49,897	5,944	(11.9)	31,761	(63.7)	12,192	(24.4)	—	—
酒々井町	13	20,209	2,291	(11.3)	15,243	(75.4)	2,675	(13.2)	—	—
	18	21,835	2,651	(12.1)	15,605	(71.5)	3,579	(16.4)	—	—
	23	21,476	2,725	(12.7)	13,954	(65.0)	4,797	(22.3)	—	—
	26	21,482	2,620	(12.2)	13,144	(61.2)	5,718	(26.6)	—	—
	27	21,321	2,563	(12.0)	12,775	(59.9)	5,983	(28.1)	—	—
	28	21,189	2,503	(11.8)	12,490	(58.9)	6,196	(29.2)	—	—
栄町	13	26,002	3,705	(14.2)	18,654	(71.7)	3,643	(14.0)	—	—
	18	24,796	2,732	(11.0)	17,731	(71.5)	4,333	(17.5)	—	—
	23	23,032	2,221	(9.6)	15,761	(68.4)	5,050	(21.9)	—	—
	26	21,899	2,016	(9.2)	13,910	(63.5)	5,973	(27.3)	—	—
	27	21,656	1,961	(9.1)	13,381	(61.8)	6,314	(29.2)	—	—
	28	21,470	1,905	(8.9)	12,908	(60.1)	6,657	(31.0)	—	—
県総数	13	5,999,286	847,353	(14.1)	4,297,817	(71.6)	854,116	(14.2)	—	—
	18	6,134,039	832,237	(13.6)	4,230,544	(69.0)	1,071,258	(17.5)	—	—
	23	6,277,160	832,370	(13.3)	4,138,283	(65.9)	1,306,507	(20.8)	—	—
	26	6,244,455	803,141	(12.9)	3,953,803	(63.3)	1,487,511	(23.8)	—	—
	27	6,254,359	795,693	(12.7)	3,911,500	(62.5)	1,547,166	(24.7)	—	—
	28	6,269,146	789,266	(12.6)	3,885,576	(62.0)	1,594,304	(25.4)	—	—

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日現在）

図3－(2) 管内年齢5歳階級別人口構成図（平成28年4月1日現在）

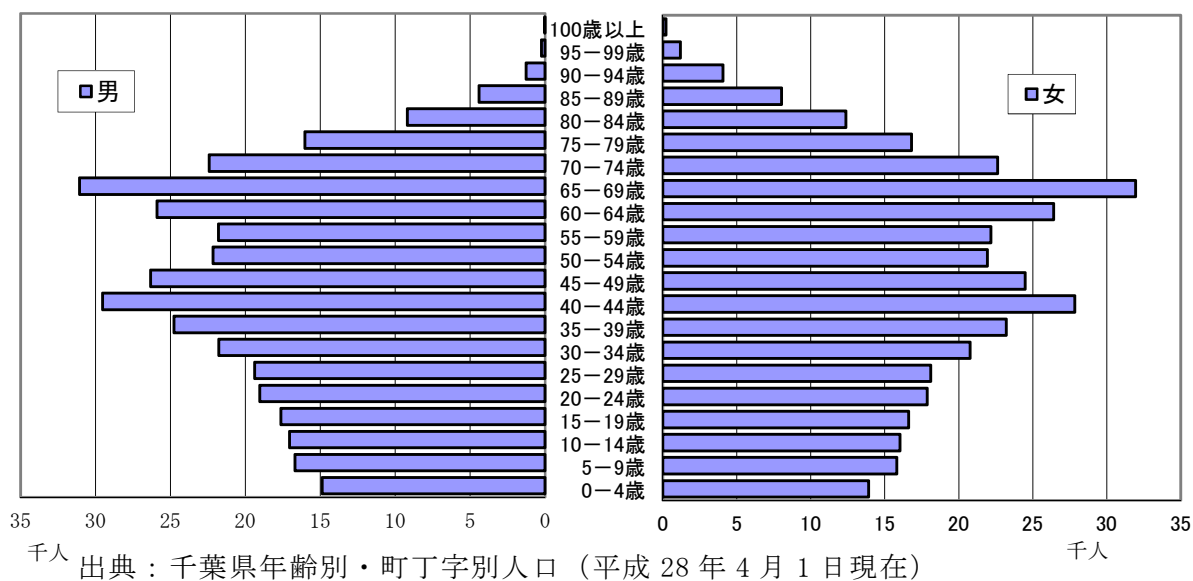


表３－（２）－イ 管内及び市町村・性・年齢級別人口

（単位：人）

		年少人口			生産年齢人口												老年人口							
年齢区分	総数	0～	5～	10～	15～	20～	25～	30～	35～	40～	45～	50～	55～	60～	65～	70～	75～	80～	85～	90～	95～	100～		
管内総数	723,966	28,788	32,501	33,069	34,231	36,915	37,508	42,559	47,979	57,367	50,822	44,093	43,976	52,297	63,004	45,042	32,830	21,559	12,417	5,328	1,436	245		
男	361,562	14,871	16,686	17,049	17,629	19,039	19,392	21,786	24,771	29,535	26,328	22,160	21,795	25,892	31,062	22,412	16,022	9,186	4,401	1,269	244	33		
女	362,404	13,917	15,815	16,020	16,602	17,876	18,116	20,773	23,208	27,832	24,494	21,933	22,181	26,405	31,942	22,630	16,808	12,373	8,016	4,059	1,192	212		
成田市 総数	131,901	6,107	6,438	6,097	6,300	8,110	9,049	9,474	9,708	10,772	9,055	7,533	7,283	8,407	9,396	6,063	4,844	3,571	2,369	1,003	278	44		
男	66,246	3,123	3,325	3,170	3,284	4,060	4,868	4,863	4,994	5,533	4,678	3,866	3,670	4,335	4,735	3,006	2,210	1,456	784	226	56	4		
女	65,655	2,984	3,113	2,927	3,016	4,050	4,181	4,611	4,714	5,239	4,377	3,667	3,613	4,072	4,661	3,057	2,634	2,115	1,585	777	222	40		
佐倉市 総数	176,976	6,252	7,178	7,572	8,052	8,109	8,304	9,461	10,945	13,461	12,588	10,751	10,680	13,021	16,849	13,031	9,484	6,084	3,248	1,443	390	73		
男	87,267	3,242	3,739	3,901	4,106	4,094	4,246	4,844	5,596	6,845	6,448	5,307	5,252	6,189	8,103	6,416	4,661	2,677	1,174	366	55	6		
女	89,709	3,010	3,439	3,671	3,946	4,015	4,058	4,617	5,349	6,616	6,140	5,444	5,428	6,832	8,746	6,615	4,823	3,407	2,074	1,077	335	67		
四街道市 総数	91,767	3,917	4,216	4,230	4,252	4,183	4,060	5,078	6,234	7,959	6,862	5,315	4,575	5,443	7,969	6,968	5,201	2,996	1,499	604	176	30		
男	45,828	2,076	2,193	2,212	2,204	2,095	2,038	2,584	3,228	4,136	3,632	2,734	2,347	2,602	3,594	3,396	2,619	1,380	577	142	34	5		
女	45,939	1,841	2,023	2,018	2,048	2,088	2,022	2,494	3,006	3,823	3,230	2,581	2,228	2,841	4,375	3,572	2,582	1,616	922	462	142	25		
八街市 総数	72,406	2,071	2,647	3,143	3,795	3,892	3,645	3,738	3,847	5,222	5,330	5,229	5,195	5,890	6,800	4,525	3,417	2,108	1,255	514	119	24		
男	36,855	1,066	1,322	1,623	1,954	2,055	1,991	1,968	2,094	2,716	2,806	2,694	2,649	3,071	3,498	2,316	1,591	866	431	112	26	6		
女	35,551	1,005	1,325	1,520	1,841	1,837	1,654	1,770	1,753	2,506	2,524	2,535	2,546	2,819	3,302	2,209	1,826	1,242	824	402	93	18		
印西市 総数	95,185	4,665	5,130	4,629	4,686	4,919	4,781	5,895	6,682	7,308	6,365	6,381	6,768	7,387	7,284	4,305	3,030	2,464	1,642	652	187	25		
男	47,232	2,397	2,609	2,366	2,411	2,577	2,321	2,912	3,311	3,742	3,209	3,102	3,292	3,800	3,810	2,195	1,474	948	567	158	27	4		
女	47,953	2,268	2,521	2,263	2,275	2,342	2,460	2,983	3,371	3,566	3,156	3,279	3,476	3,587	3,474	2,110	1,556	1,516	1,075	494	160	21		
白井市 総数	63,175	2,679	3,475	3,560	3,003	2,879	2,791	3,411	4,606	5,665	4,654	3,802	3,621	4,177	5,216	3,994	2,641	1,634	874	399	82	12		
男	31,622	1,372	1,799	1,818	1,549	1,515	1,419	1,684	2,385	2,917	2,422	1,928	1,771	2,003	2,574	1,946	1,357	727	324	95	14	3		
女	31,553	1,307	1,676	1,742	1,454	1,364	1,372	1,727	2,221	2,748	2,232	1,874	1,850	2,174	2,642	2,048	1,284	907	550	304	68	9		
富里市 総数	49,897	1,890	1,928	2,126	2,307	2,563	2,855	3,139	3,377	4,010	3,413	2,845	3,180	4,072	4,779	3,075	1,969	1,261	699	325	74	10		
男	25,457	969	972	1,089	1,179	1,417	1,519	1,691	1,785	2,131	1,784	1,455	1,549	2,043	2,412	1,603	991	529	242	83	11	3		
女	24,440	921	956	1,037	1,128	1,146	1,336	1,448	1,592	1,879	1,629	1,390	1,631	2,029	2,367	1,472	978	732	457	242	63	7		
酒々井町 総数	21,189	650	854	999	967	1,277	989	1,136	1,415	1,747	1,421	1,023	1,041	1,474	2,123	1,678	1,165	652	356	144	65	13		
男	10,575	345	420	519	508	713	492	603	743	879	773	501	520	665	1,014	814	601	288	136	31	9	1		
女	10,614	305	434	480	459	564	497	533	672	868	648	522	521	809	1,109	864	564	364	220	113	56	12		
栄町総数	21,470	557	635	713	869	983	1,034	1,227	1,165	1,223	1,134	1,214	1,633	2,426	2,588	1,403	1,079	789	475	244	65	14		
男	10,480	281	307	351	434	513	498	637	635	636	576	573	745	1,184	1,322	720	518	315	166	56	12	1		
女	10,990	276	328	362	435	470	536	590	530	587	558	641	888	1,242	1,266	683	561	474	309	188	53	13		
千葉県総数	6,269,146	246,843	266,296	276,127	291,472	317,392	335,948	379,198	425,103	517,202	474,006	396,841	353,757	394,657	500,166	384,748	306,461	214,942	120,554	51,155	13,943	2,335		
男	3,130,890	126,898	136,686	141,459	149,887	164,870	175,400	197,026	220,624	268,705	246,818	205,314	180,063	195,915	243,045	183,442	143,881	92,182	42,744	13,116	2,467	348		
女	3,138,256	119,945	129,610	134,668	141,585	152,522	160,548	182,172	204,479	248,497	227,188	191,527	173,694	198,742	257,121	201,306	162,580	122,760	77,810	38,039	11,476	1,987		

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（平成 28 年 4 月 1 日現在）

4 印旛健康福祉センター(印旛保健所)健康相談

表4 健康福祉相談及び検査の日(本所)

(平成28年4月1日現在)

区 分		曜 日	時 間	備 考
精神保健福祉相談		毎月第3月曜日	13:30～16:00	予約制 043-483-1136
		毎月第4火曜日	14:00～16:00	
DV相談		来所相談 毎週火曜日	9:00～17:00	予約制 043-483-0711
		電話相談 随時		043-483-0711
「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に係る相談		電話相談 随時	9:00～17:00	043-486-5991
H I V 検査	日中検査	毎月第2水曜日	13:30～14:00	・日中・夜間検査ともに、即日で結果をお知らせ ・検査日の月の初日(平日)から予約受付 043-483-1466
	夜間検査	偶数月第2水曜日	17:30～18:30	
肝炎ウイルス検査 (B型・C型)		毎月第2水曜日	13:30～14:00	・検査日の月の初日(平日)から予約受付 043-483-1466
		偶数月第2水曜日	17:30～18:30	
腸内細菌検査		毎週月曜日	9:00～11:00	月曜休日の場合は、翌火曜日受付
不妊相談		偶数月第2木曜日	13:30～	予約制 043-483-1135
家庭児童相談		随時	9:00～17:00	043-483-1120
ひとり親家庭・寡婦生活一般相談		随時	9:00～17:00	043-483-1120
エイズ相談		随時	8:30～17:15	043-483-1466
結核管理・ 接触者健康診断		毎月第2火曜日	14:00～14:30	
		毎月第4火曜日	15:00～15:30	

表 4 健康福祉相談及び検査の日（成田支所）

区 分		曜 日	時 間	備 考
精神保健福祉相談		毎月第 4 金曜日	14:00～16:00	予約制 043-483-1136
H I V 相談・ 検査	抗体検査	毎月第 4 月曜日	13:00～13:30	・即日で結果をお知らせ ・検査日の月の初日（平日）から予約受付 0476-26-7231
肝炎ウイルス検査 （B 型・C 型）		毎月第 4 月曜日	13:00～13:30	・検査日の月の初日（平日）から予約受付 0476-26-7231
腸内細菌検査		毎週月曜日	9:00～10:30	
エイズ相談		随時	9:00～17:00	0476-26-7231
結核管理・ 接触者健康診断		毎月第 1 火曜日	9:00～9:30	

5 各種委員会

(1) 印旛健康福祉センター運営協議会

地域保健法第 11 条及び千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項に基づき、設置している。

地域保健法第 11 条：第 5 条第 1 項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に運営協議会を置くことができる。

千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項：

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること

表 5 - (1) 運営協議会委員名簿 (平成 29 年 3 月 31 日現在)
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
県議会議員	岩 井 泰 憲
県議会議員	林 幹 人
県議会議員	小 池 正 昭
県議会議員	西 田 三 十 五
県議会議員	入 江 晶 子
県議会議員	伊 藤 昌 弘
県議会議員	鈴 木 陽 介
県議会議員	中 台 良 男
県議会議員	山 本 義 一
県議会議員	瀧 田 敏 幸
県議会議員	田 中 宗 隆
県議会議員	五十嵐博文
成田市長	小 泉 一 成
佐倉市長	蕨 和 雄
四街道市長	佐 渡 齊
八街市長	北 村 新 司

印西市長	板 倉 正 直
白井市長	伊 澤 史 夫
富里市長	相 川 堅 治
酒々井町長	小 坂 泰 久
栄町長	岡 田 正 市
成田赤十字病院長	加 藤 誠
印旛市郡医師会長	遠 山 正 博
印旛郡市歯科医師会長	藤 崎 芳 明
印旛郡市薬剤師会長	蓬 生 幸 夫
印旛地域獣医師会長	杉 田 祐 司
助産師会印旛地区部会長	吉岡由紀子
佐倉市社会福祉協議会長	左 奈 田 雄 一
印旛保健所管内食品衛生協会会長	岩 村 洋 一 郎
印旛保健所管内食生活改善協議会長	小 川 美 津 子

(2) 印旛保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条に基づき、設置している。

法律第24条：各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

(診査する内容)

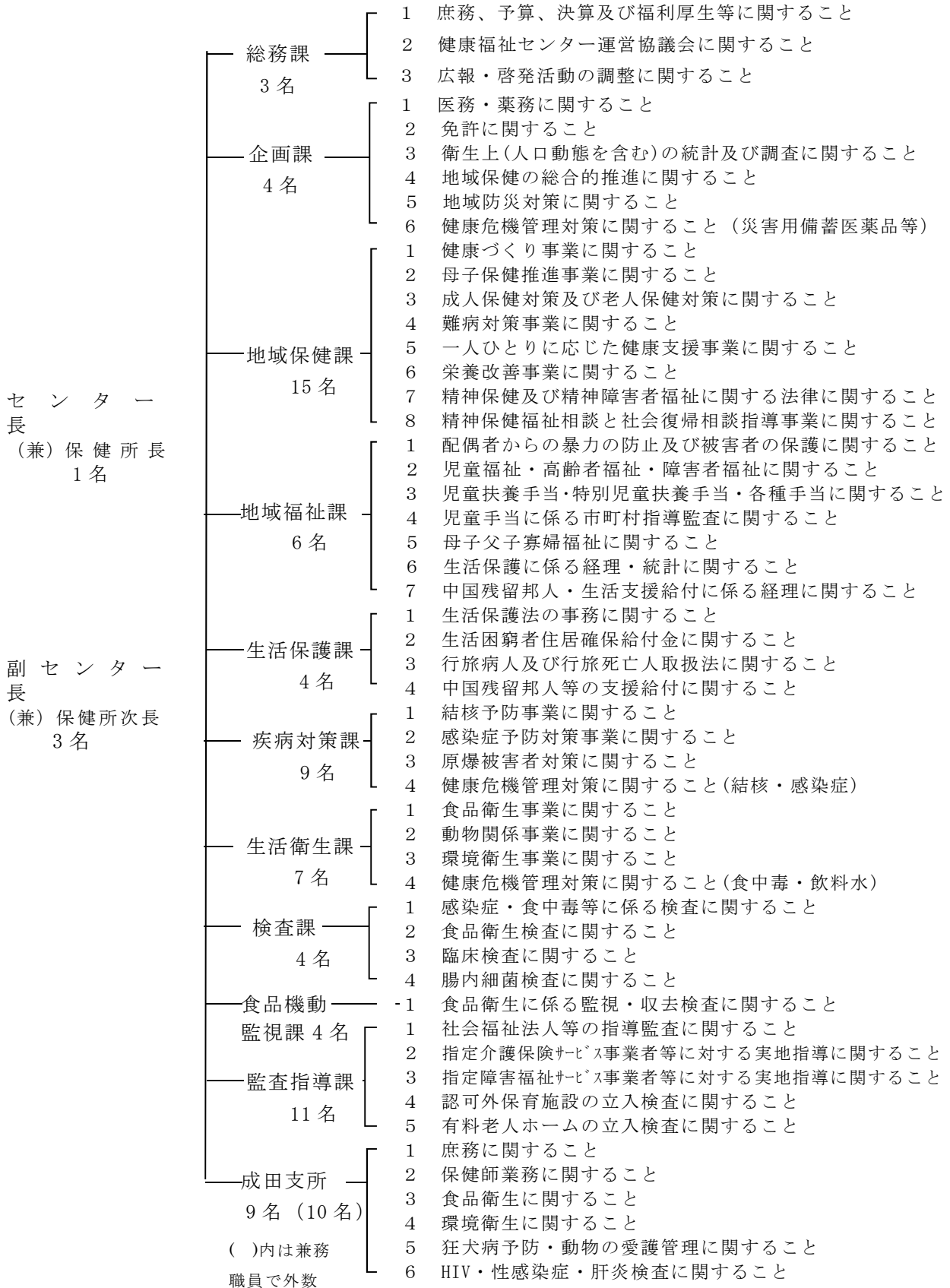
法律第18条第1項による通知、第20条第1項及び第26条による一類感染症及び二類感染症の患者に対する10日以内の入院勧告、第20条第4項及び第26条の規定による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を診査する。

表5－(2) 感染症診査協議会委員名簿 (平成29年3月31日現在)
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
佐倉厚生園	遠山正博
成田赤十字病院内科医師	松本一暁
長谷川内科院長	岡田 修
かみにし内科医院長	上西徹二
医療及び法律以外の学識経験者	土肥嘉子
法律に関する学識経験者	杉山 功

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

6 機構及び事務内容



7 職員数及び配置状況

表7 職員配置

(平成28年5月1日現在)

	セン ター 長 (所長)	副 セン ター 長 (次長)	総 務 課	企 画 課 (課長)	地 域 保 健 課 (課長)	地 域 福 祉 課 (課長)	生 活 保 護 課 (課長)	疾 病 対 策 課 (課長)	生 活 衛 生 課 (課長)	検 査 課 (課長)	食 品 機 動 監 視 課 (課長)	監 査 指 導 課 (課長)	成 田 支 所 (支所長)	計
合計	1	3	3	4	15	6	4	9	7	4	4	11	9	80
医師	1													1
事務		1	3		2	【1】6	【1】4					【1】11	1	28
薬剤師		1		【1】2							2		【1】 (2)	6
獣医師									【1】4		【1】2		(2)	8
保健師		1		1	【1】7		【1】8						3	20
診療放射線技師							1						(1)	1
臨床検査技師				1					2	【1】4			(4)	8
管理栄養士					3				1				(1)	5
精神保健福祉士					3									3
その他の技術職員														0
食品衛生監視員 (再掲)														0
環境衛生監視員 (再掲)														0

(注)技術職員の内訳については、主たる職種とする。また、兼務職員の内訳は()に、課長の職種は、【】内に再計とした。